

## 令和3年度社会福祉施設等整備方針

・長寿介護課所管施設	1
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、養護老人ホーム	
・地域福祉課所管施設	5
救護施設	
・少子化対策課所管施設	7
児童館、放課後児童クラブ室、病児保育施設	
・子育て支援課所管施設	11
児童養護施設、乳児院、児童家庭支援センター、 母子生活支援施設、委託一時保護専用ユニット	
・障がい福祉課所管施設	15
障がい福祉サービス事業所等	



令和3年度社会福祉施設等整備方針（長寿介護課所管施設）

課名〔長寿介護課〕

1 整備方針策定の考え方

- ・施設利用者数の見込みや市町の意向等を踏まえつつ、施設サービスを必要とする高齢者が円滑に入所できるよう、老人保健福祉施設の整備を進める。
- ・在宅要介護高齢者の施設サービスへのニーズの高まりをふまえ、特別養護老人ホームと介護老人保健施設を優先的に整備する。
- ・県補助を受けずに、特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設を整備する場合についても審査の対象とする。
- ・ウイルス感染症等の感染防止対策として、新しい生活様式に対応した取組に配慮する。
- ・圏域については、別表「老人福祉圏域」のとおりとする。

2 整備方針

施設種別	圏域	課題	令和3年度整備方針
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	圏域別	1 入所申込者が依然として多数に上るため、整備を進める必要がある。 2 利用者一人ひとりの個性や生活のリズムを尊重したユニットケアを推進するため、ユニット型施設の整備を進める必要がある。	1 圏域ごとに令和3年度整備可能数の範囲内とする。 2 整備に当たっては、ユニット型施設を基本とし、地域の実情に応じて、市町の意見を聞いた上で従来型施設を整備する場合は、圏域ごとの従来型施設整備可能数の範囲内とする。 なお、感染症対策として、新しい生活様式に対応した取組に配慮することとする。

現状と整備可能数（単位：人分）

	北勢圏域	中勢伊賀圏域	南勢志摩圏域	東紀州圏域	合計	備考
既整備数	2,998	2,950	2,985	592	9,525	市町における整備対象となる小規模（定員29人以下）の特別養護老人ホームの定員数は含まない。
令和2年度整備予定数	40	80	60	0	180	
小計 (A)	3,038	3,030	3,045	592	9,705	
令和3年度整備可能数 (B) (うち従来型施設整備可能数)	40 (10)	180 (50)	20 (0)	60 (10)	300 (70)	
令和3年度末整備予定数 (A) + (B)	3,078	3,210	3,065	652	10,005	

施設種別	圏域	課題	令和3年度整備方針				
介護老人 保健施設	圏域別	<p>1 在宅復帰支援と在宅生活支援という重要な役割を担うことから、計画的に整備を進める必要がある。</p> <p>2 利用者一人ひとりの個性や生活のリズムを尊重したユニットケアを推進するため、ユニット型施設の整備を進める必要がある。</p>	<p>1 圏域ごとに令和3年度整備可能数の範囲内とする。</p> <p>2 整備に当たっては、ユニット型施設を基本とし、地域の実情に応じて、市町の意見を聞いた上で従来型施設を整備する場合は、圏域ごとの従来型施設整備可能数の範囲内とする。</p> <p>なお、感染症対策として、新しい生活様式に対応した取組に配慮することとする。</p> <p>*増築による整備については、県補助の対象外とする。</p>				
現状と整備可能数（単位：人分）							
		北勢圏域	中勢伊賀圏域	南勢志摩圏域	東紀州圏域	合計	備考
既整備数		2,575	1,783	2,064	358	6,780	
令和2年度整備予定数		0	0	0	0	0	
小計 (A)		2,575	1,783	2,064	358	6,780	
令和3年度整備可能数 (B)		20	170	180	30	400	
(うち従来型施設整備可能数)		(10)	(80)	(90)	(10)	(190)	
令和3年度末整備予定数 (A) + (B)		2,595	1,953	2,244	388	7,180	
養護老人 ホーム	-	老朽化した施設について、緊急度を勘案の上、整備を進める必要がある。	老朽化した施設について、緊急度を勘案の上、改修又は改築による整備を進める。なお、感染症対策として、新しい生活様式に対応した取組に配慮することとする。				

### 3 その他

療養病床から介護老人福祉施設等への転換については、当整備方針の別枠とする。

特別養護老人ホームの施設整備については、創設・増築分を優先し、圏域ごとの整備可能数に余裕がある場合に限り、その範囲内において、特別養護老人ホームに併設されたショートステイの特養転換について別途募集・審査するものとする。

(別表)老人福祉圏域

令和2年4月1日現在

圏域名	圏 域 内 市 町
北勢	四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市 木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町
中勢伊賀	津市、名張市、伊賀市
南勢志摩	伊勢市、松阪市、鳥羽市、志摩市 多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
東紀州	尾鷲市、熊野市 紀北町、御浜町、紀宝町



令和3年度社会福祉施設等整備方針（地域福祉課所管施設）

課名〔地域福祉課〕

1 整備方針策定の考え方

- ・生活保護法で規定されている保護施設（救護施設）の新規施設整備については、原則として行わない。
- ・ウイルス性感染症等の感染防止対策として、新しい生活様式に対応した取組に配慮する。

2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	令和3年度整備方針
救護施設	全県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内 3か所</li> <li>・定員 計260名</li> </ul> （令和2年4月1日現在）	特になし	入所者等の安全確保に必要な改築等があれば整備を進める。



## 令和3年度社会福祉施設等整備方針（少子化対策課子どもの育ち・家庭応援班所管施設）

課名〔少子化対策課〕

### 1 整備方針策定の考え方

- ・健全な遊びを通して、子どもの生活の安定と子どもの能力の発達を援助していく拠点施設である児童館を整備するにあたり、地域のニーズに応じた子ども・子育て環境の向上のための施設整備を推進する。
- ・耐震化対策や老朽化に対する大規模修繕等を推進するとともに、防犯対策の強化を図る。
- ・ウイルス性感染症等の感染防止対策として、新しい生活様式に対応した取組に配慮する。

### 2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	令和3年度整備方針
児童館	全県	大型児童館 1館 小型児童館 28館 児童センター 13館 計 42館 (10市6町) (令和2年5月1日現在)	1 耐震化対策等がなされていない児童館について、対策が必要である。 2 児童の健全育成活動の拠点である児童館のない地域がある。 3 児童館の中で、放課後児童クラブを行うことは、様々な利点があるが、放課後児童クラブを行っている児童館は多くない。	市町や社会福祉法人等が行う児童館の整備事業に関して市町に補助を行うことで施設整備を推進する。なお、補助は国の次世代育成支援対策施設整備交付金の交付を受ける市町に限る。 なお、感染症対策として、新しい生活様式に対応した取組に配慮することとする。 優先度の高いものから1、2、3、4の順とするが、4については、緊急性や必要性を総合的に判断し優先順位を決定することとする。 さらに、各項目については、放課後児童クラブ室を設置している児童館や設置を行う児童館を優先する。

施設種別	圏域	現状	課題	令和3年度整備方針
				<ol style="list-style-type: none"><li>1 既存の児童館の大規模修繕のうち、耐震改修工事等を含むもの</li><li>2 既存の児童館の防犯対策強化のうち、ブロック塀の改修及び撤去新設に係るもの</li><li>3 児童館のない市町における新たな児童館の創設</li><li>4 児童館のある市町における新たな児童館の創設 既存の児童館を拡張・改築する整備 その他大規模修繕等の整備</li></ol>

令和3年度社会福祉施設等整備方針（少子化対策課保育サービス・幼保連携班所管施設）

課名〔少子化対策課〕

1 整備方針策定の考え方

- ・地域のニーズに応じた子育て環境の向上のための施設整備を推進する。
- ・ウイルス性感染症等の感染防止対策として、新しい生活様式に対応した取組に配慮する。

2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	令和3年度整備方針
放課後児童クラブ室	全県	<p>放課後児童クラブ数 400か所 (令和元年5月1日現在)</p> <p>※令和2年5月1日現在の 数値については、現在調査中 です。</p>	<p>1 小学校児童についての保 育需要があるにも関わら ず、放課後児童クラブが存 在しない地域がある。</p> <p>2 実施施設の中には、老朽 化の進んでいるものもあ る。</p>	<p>「放課後児童クラブ運営指針」による、支援の単位あ たりおおむね40人以下の整備を推進することとし、放 課後子ども総合プランにおける市町の運営委員会等の調 整を経た次の整備（創設・改築）を行う。</p> <p>なお、当該整備にあたっては、市町の福祉部局と教育 委員会の連携を密にして取り組むこととする。</p> <p>また、感染症対策として、新しい生活様式に対応した 取組に配慮することとする。</p> <p>優先度の高いものから1、2、3、4、5、6の順と する。</p> <p>1 小学校の統廃合による整備、または借家等で実施し ているが使用不能になる場合の整備</p> <p>2 地震対策あるいは津波対策等のための整備</p> <p>3 放課後児童クラブ未設置小学校区における整備</p> <p>4 既存の放課後児童クラブ施設では需要に対して充分 に対応できていない地区において、受け入れ枠拡大 に繋がる整備</p> <p>5 放課後子ども総合プランの推進のため、放課後子ど</p>

施設種別	圏域	現状	課題	令和3年度整備方針
				<p>も教室と一体となって実施するための整備または学校の空き教室を活用するための整備</p> <p>6 1から5の理由以外での整備</p>
<p>病児保育施設</p>	<p>全県</p>	<p>病児保育施設数 17か所 (令和2年5月1日現在)</p>	<p>子育て家庭の病児保育に係る需要があるにも関わらず、病児保育施設が存在しない又は不十分な地域がある。</p>	<p>国の子ども・子育て支援交付金により交付を受けることを条件として、病院又は診療所、社会福祉法人等が病児保育施設を整備する際に必要な経費について、市町に対して補助を行うことで、病児保育の推進を図る。</p> <p>なお、感染症対策として、新しい生活様式に対応した取組に配慮することとする。</p> <p>優先度の高いものから1、2、3、4、5の順とする。</p> <p>1 現在病児保育事業で使用している建物が使用不能になる場合の整備</p> <p>2 地震対策あるいは津波対策等のための整備</p> <p>3 病児保育施設未設置市町における整備</p> <p>4 既存の病児保育施設では需要に対して充分に対応できていない地区において、受け入れ枠拡大に繋がる整備</p> <p>5 1から4の理由以外での整備</p>

## 令和3年度社会福祉施設等整備方針（子育て支援課所管施設）

課名〔子育て支援課〕

### 1 整備方針策定の考え方

- ・ 児童養護施設及び乳児院については、令和元年度に策定した三重県社会的養育推進計画に基づき、「小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換」に向けた取組を進め、子どもの最善の利益を保障するものになるよう施設整備を推進する。
- ・ 母子生活支援施設については、老朽化や防災強化、DV被害者への対応等の観点からニーズに応じた施設整備を推進する。
- ・ ウイルス性感染症等の感染防止対策として、個室化改修等の新しい生活様式に対応した環境整備に配慮する。

### 2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	令和3年度整備方針
児童養護施設	全県	施設数 12施設 公立 0施設 民間 12施設 (令和2年4月1日現在)	1 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組が求められている。 2 築年数の経過による施設の老朽化対策として、増改築修繕が求められている。	優先度の高いものから1, 2, 3の順とするが、緊急性や必要性により優先度を総合的に判断する。 1 小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換 施設の 신설・改築・拡張にあたっては、小規模かつ地域分散化するための施設整備や、本体施設を小規模グループケアの構造にする、または一時保護専用施設等を創設・拡張するなど高機能化及び多機能化・機能転換を図る施設整備を優先する。 特に、地域分散化については、東紀州地域や施設のない地域に整備するものを優先する。 2 老朽化対応や防災強化対応のための増改築修繕 施設の移設（新設を含む）・大規模修繕・増改築・拡張にあたっては、平成20年6月12日雇児発第0612001号厚生労働事務次官通知「次世代育成支援対策施設整備交付金の交付について」により整備を行う耐震化等整備事業や老朽民間児童福祉施設整備事業を優先する。 老朽化については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について」における老朽度点数により著しく老朽化した施設を優先する。
乳児院	全県	施設数 3施設 公立 0施設 民間 3施設 (令和2年4月1日現在)	3 感染症等の感染防止対策のため、個室化改修等の環境整備が求められている。	

施設種別	圏域	現状	課題	令和3年度整備方針
				<p>3 感染防止のための環境整備 感染症等の感染防止のための個室化改修等『新しい生活様式』に対応した環境整備を行うものを優先する。</p>
児童家庭支援センター	全県	<p>施設数 5施設            公立 0施設            民間 5施設            (令和2年4月1日現在)</p> <p>※令和2年度中に全児童相談所管内に設置予定。</p>	<p>児童養護施設において、地域からの相談に応じたり、指導等を行う児童家庭支援センター設置の必要性が高まっている。            児童相談所管内への複数のセンターの設置については地域性や相談ニーズなどにより検討していく必要がある。</p>	<p>児童相談所管内への複数のセンターの設置について、地域性や相談ニーズを考慮し、必要性に応じて整備を進める。            また、感染症対策として、新しい生活様式に対応した取組に配慮することとする。</p>
母子生活支援施設	全県	<p>施設数 5施設            公立 2施設            民間 3施設            (令和2年4月1日現在)</p>	<p>1 施設の老朽化への対応や津波・浸水等災害への対応の必要性が高まっている。            2 感染症等の感染防止対策のため、個室化改修等の環境整備が求められている。            3 DV被害者の利用が増加しているため、対応が必要である。</p>	<p>優先度の高いものから1、2、3の順とするが、緊急性や必要性により優先度を総合的に判断する。</p> <p>1 施設の老朽化対応や防災強化対応（耐震工事含む）            施設の移設（新設を含む）・大規模修繕・増改築・拡張にあたっては、平成20年6月12日雇児発第0612001号厚生労働事務次官通知「次世代育成支援対策施設整備交付金の交付について」により整備を行う耐震化等整備事業や老朽民間児童福祉施設整備事業を優先する。            老朽化については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について」における老朽度点数により著しく老朽化した施設を優先する。</p>

施設種別	圏域	現状	課題	令和3年度整備方針															
				<p>2 感染防止のための環境整備 感染症等の感染防止のための個室化改修等『新しい生活様式』に対応した環境整備を行うものを優先する。</p> <p>3 DV被害者への対応 入居者の安全性を確保するため、施設や居室のセキュリティやプライバシーの強化を図る施設整備を優先する。</p>															
委託一時保護専用ユニット（乳児院、児童養護施設）	全県	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3" data-bbox="613 695 918 727">施設数 3施設</th> </tr> <tr> <th data-bbox="613 727 719 839"></th> <th data-bbox="719 727 831 839">乳児院</th> <th data-bbox="831 727 918 839">児童養護施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="613 839 719 879">公立</td> <td data-bbox="719 839 831 879">0</td> <td data-bbox="831 839 918 879">0</td> </tr> <tr> <td data-bbox="613 879 719 919">民間</td> <td data-bbox="719 879 831 919">1</td> <td data-bbox="831 879 918 919">2</td> </tr> <tr> <td data-bbox="613 919 719 959">計</td> <td data-bbox="719 919 831 959">1</td> <td data-bbox="831 919 918 959">2</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="613 959 918 999">(令和2年4月1日現在)</p>	施設数 3施設				乳児院	児童養護施設	公立	0	0	民間	1	2	計	1	2	<p>県児童相談所一時保護所の入所率が高いことなどにより、児童の適切なケアの確保について課題を有しているため、地域において一定数の一時保護児童を安定的に受け入れることができる委託先の確保が必要となってきた。</p>	<p>児童相談所単位での設置を進めることとし、県児童相談所一時保護所のない地域及び乳児院での整備を優先する。</p> <p>また、感染症対策として、新しい生活様式に対応した取組に配慮することとする。</p>
施設数 3施設																			
	乳児院	児童養護施設																	
公立	0	0																	
民間	1	2																	
計	1	2																	



## 令和3年度社会福祉施設等整備方針（障がい福祉課所管施設）

課名〔障がい福祉課〕

### 1 整備方針策定の考え方

- ・ 障がいの有無に関わらずお互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざして、障がい者関係施設の整備を進める。
- ・ 「みえ障がい者共生社会づくりプラン」における障害福祉サービスの必要量の見込みや障害保健福祉圏域の整備状況、緊急性や必要性を総合的に判断し整備する。
- ・ 新規整備については、地域生活への移行および地域生活の支援の観点から、日中活動系サービスおよび居住系サービスの事業所を対象とする。
- ・ 障害者支援施設については新規整備を行わず、ウイルス性感染症等の感染拡大を防止するための多床室の個室化改修など新しい生活様式に対応した環境整備や、防災対策としての非常用自家発電設備等の整備など、入所者等の安全確保に資する大規模修繕等を整備の対象とする。

### 2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	令和3年度整備方針
日中活動系サービス事業所	別表1のとおり	別表2のとおり	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 入所施設から地域生活への移行が進んでいない。</li> <li>2 障害福祉サービスの種類または障害保健福祉圏域によって指定する事業所の数に差が生じている。</li> <li>3 相談および地域の体制づくりなどの機能を集約した地域生活支援拠点機能を有する事業所ならびに障がい児支援の中核となる機能を有する事業所の設置が進んでいない。</li> <li>4 建物の防災・防犯対策及び感染症対策に取り組む必要がある。</li> </ol>	<p>社会福祉法人等が整備する社会福祉施設等施設整備費補助金の交付対象となる日中活動系サービス事業所の施設整備について、当該法人に対して補助を行うことにより、障害福祉サービスの充実を図る。</p> <p>なお、感染症対策として、新しい生活様式に対応した取組に配慮することとする。</p> <p>新規整備、大規模修繕等の優先順位については、緊急性や必要性を総合的に判断し決定することとし、それぞれにおける優先順位は以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 新規整備                     <ul style="list-style-type: none"> <li>以下（1）を優先し、（1）において同順位の場合は（2）、（3）を満たす整備を優先する。</li> <li>（1）みえ障がい者共生社会づくりプランにおけるサービス見込量を考慮して、日中活動系サービス事業所が不足する圏域の整備</li> <li>（2）地域生活支援拠点機能または障がい児支援の中核となる機能を有する事業所</li> <li>（3）短期入所を併設する事業所</li> </ul> </li> </ol>

施設種別	圏域	現状	課題	令和3年度整備方針
居住系サービス事業所	別表1のとおり	別表2のとおり	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 入所施設から地域生活への移行が進んでいない。</li> <li>2 障害保健福祉圏域によって指定する事業所の数に差が生じている。</li> <li>3 障がい者が重度であっても、地域で安心して生活できる場所の確保が求められている。</li> <li>4 建物の防災・防犯対策及び感染症対策に取り組む必要がある。</li> </ol>	<p>2 既存建物の大規模修繕等 防犯カメラの設置等の防犯対策について、緊急性や必要性を考慮して優先順位を付けることとする。</p> <p>社会福祉法人等が整備する社会福祉施設等施設整備費補助金および三重県障害者グループホーム緊急整備事業費補助金の交付対象となる共同生活援助事業所の施設整備について、当該法人等に対して補助を行うことにより、障害福祉サービスの充実を図る。 なお、住宅地および住宅地と同程度に利用者家族、地域住民との交流が確保される地域への設置を整備の対象とする。 また、感染症対策として、新しい生活様式に対応した取組に配慮することとする。</p> <p>新規整備、大規模修繕等の優先順位については、緊急性や必要性を総合的に判断し決定することとし、それぞれにおける優先順位は以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 新規整備 以下(1)を優先し、(1)において同順位の場合は(2)、(3)、(4)を満たす整備を優先する。 (1) みえ障がい者共生社会づくりプランにおけるサービス見込量を考慮して、共同生活援助事業所が不足する圏域の整備(日中サービス支援型を除く) (2) 障がい者の重度化や高齢化に対応できる事業所 (3) 障害者支援施設や精神科病院から地域生活への移行を目的に設置する事業所 (4) 短期入所を併設する事業所</li> <li>2 既存建物の大規模修繕等 以下(1)、(2)、(3)を同順位とし、緊急性や必要性を考慮して優先順位を付けることとする。 (1) 消防法施行令等の改正に伴い、設置が義務づけられたスプリンクラー等の整備 (2) 非常用自家発電設備等の防災対策 (3) 防犯カメラの設置等の防犯対策</li> </ol>

### 3 その他

次の諸点に該当する整備事業とする。

- ・ 障害福祉サービスの提供方針、利用者の状況、指定基準、資金計画等を十分検討し、中長期的視点を含め着実に事業が実施できると考えられる施設。
- ・ 障がい者の地域社会との日常的な交流が図られる施設。
- ・ 立地に関して各種災害に対する安全性が確保され、設備の面で防災・減災への配慮がなされている施設。
- ・ 公共工事に準じた入札・契約等の各種手続きが実行できること。

#### (別表1) 障害保健福祉圏域

令和2年4月1日現在

圏域名	圏域内市町
桑名員弁	桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町
四日市	四日市市、菰野町、朝日町、川越町
鈴鹿亀山	鈴鹿市、亀山市
津	津市
松阪多気	松阪市、多気町、明和町、大台町
伊勢志摩	伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
伊賀	名張市、伊賀市
紀北	尾鷲市、紀北町
紀南	熊野市、御浜町、紀宝町

(別表2) 障害福祉サービス事業所等の現状

種類	種類	単位	令和2年度									
			桑名 員弁	四日市	鈴鹿 亀山	津	松阪 多気	伊勢 志摩	伊賀	紀北	紀南	計
日中活動系サービス												
生活介護	現状	事業所数	15	33	22	37	28	26	21	4	4	190
		定員数	313	1,100	563	930	677	609	452	117	112	4,873
	サービス見込量	人	453	920	550	679	613	680	459	132	139	4,625
	サービス量実績	人	434	808	527	676	546	614	435	109	132	4,281
就労移行支援	現状	事業所数	4	7	6	4	4	8	4	0	0	37
		定員数	52	115	51	37	66	81	38	0	0	440
	サービス見込量	人	40	79	52	46	27	65	39	7	2	357
	サービス量実績	人	41	67	51	25	27	44	20	0	1	276
短期入所	現状	事業所数	16	16	10	19	13	12	11	1	2	100
		定員数	69	69	45	66	44	39	89	4	6	431
	サービス見込量	人	117	234	140	123	173	148	101	21	20	1,077
	サービス量実績	人	121	204	129	109	108	149	92	14	18	944
児童発達支援	現状	事業所数	15	20	18	29	17	14	8	1	1	123
		定員数	175	275	270	305	215	195	92	10	24	1,561
	サービス見込量	人	96	247	269	236	420	174	98	12	25	1,577
	サービス量実績	人	86	295	282	275	220	191	90	0	25	1,464
居住系サービス												
共同生活援助	現状	事業所数	15	15	16	32	17	11	11	4	3	124
		定員数	198	397	167	354	222	203	238	43	53	1,875
	サービス見込量	人	184	298	159	290	231	251	235	76	63	1,787
	サービス量実績	人	179	297	151	249	185	224	209	57	60	1,611

注)

- 1 現状の事業所数・定員数は、令和2年4月1日現在
- 2 サービス見込量は、「みえ障がい者共生社会づくりプラン-2018年度～2020年度-」における令和2年度のサービス見込量（1か月あたり）
- 3 サービス量実績は、令和元年度（平成31年4月～令和2年2月）の1か月あたりの平均
- 4 生活介護と就労移行支援の現状（事業所数・定員数）は、障害者支援施設を含む。